

社長のための勉強

令和3年2月3日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

消費税の仕入税額控除制度は、
令和5年10月1日にインボイス方式に移行することとされています。

I.インボイス方式の概要

インボイス方式では、インボイスの保存及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

インボイスとは下記の事項を記載した請求書、納品書、領収書、レシート等であり、法令上は適格請求書といえます。

- ① インボイス発行事業者の名称及び登録番号
- ② 課税売上を行った年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 適用税率及び税率ごとに区分した税抜価額又は税込価額の合計額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

様式の定めはなく、インボイスや適格請求書等のタイトルを付ける必要はありません。一般的には、これまでの請求書等に登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等を記載すれば、要件を満たすインボイスになります。

① の発行事業者の申請

令和3年10月1日から所轄税務署に

登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。

社長のための勉強

令和3年2月3日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

消費税の仕入税額控除制度は、
令和5年10月1日にインボイス方式に移行することとされています。

I.インボイス方式の概要

インボイス方式では、インボイスの保存及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

インボイスとは下記の事項を記載した請求書、納品書、領収書、レシート等であり、法令上は適格請求書といえます。

- ① インボイス発行事業者の名称及び登録番号
- ② 課税売上を行った年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 適用税率及び税率ごとに区分した税抜価額又は税込価額の合計額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

様式の定めはなく、インボイスや適格請求書等のタイトルを付ける必要はありません。一般的には、これまでの請求書等に登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等を記載すれば、要件を満たすインボイスになります。

① の発行事業者の申請

令和3年10月1日から所轄税務署に

登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。

社長のための勉強

令和3年2月3日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

消費税の仕入税額控除制度は、
令和5年10月1日にインボイス方式に移行することとされています。

I.インボイス方式の概要

インボイス方式では、インボイスの保存及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

インボイスとは下記の事項を記載した請求書、納品書、領収書、レシート等であり、法令上は適格請求書といえます。

- ① インボイス発行事業者の名称及び登録番号
- ② 課税売上を行った年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 適用税率及び税率ごとに区分した税抜価額又は税込価額の合計額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

様式の定めはなく、インボイスや適格請求書等のタイトルを付ける必要はありません。一般的には、これまでの請求書等に登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等を記載すれば、要件を満たすインボイスになります。

① の発行事業者の申請

令和3年10月1日から所轄税務署に

登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。

社長のための勉強

令和3年2月3日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

消費税の仕入税額控除制度は、
令和5年10月1日にインボイス方式に移行することとされています。

I.インボイス方式の概要

インボイス方式では、インボイスの保存及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

インボイスとは下記の事項を記載した請求書、納品書、領収書、レシート等であり、法令上は適格請求書といえます。

- ① インボイス発行事業者の名称及び登録番号
- ② 課税売上を行った年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 適用税率及び税率ごとに区分した税抜価額又は税込価額の合計額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

様式の定めはなく、インボイスや適格請求書等のタイトルを付ける必要はありません。一般的には、これまでの請求書等に登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等を記載すれば、要件を満たすインボイスになります。

① の発行事業者の申請

令和3年10月1日から所轄税務署に

登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。

社長のための勉強

令和3年2月3日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

消費税の仕入税額控除制度は、
令和5年10月1日にインボイス方式に移行することとされています。

I.インボイス方式の概要

インボイス方式では、インボイスの保存及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

インボイスとは下記の事項を記載した請求書、納品書、領収書、レシート等であり、法令上は適格請求書といえます。

- ① インボイス発行事業者の名称及び登録番号
- ② 課税売上を行った年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 適用税率及び税率ごとに区分した税抜価額又は税込価額の合計額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

様式の定めはなく、インボイスや適格請求書等のタイトルを付ける必要はありません。一般的には、これまでの請求書等に登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等を記載すれば、要件を満たすインボイスになります。

① の発行事業者の申請

令和3年10月1日から所轄税務署に

登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。

社長のための勉強

令和3年2月3日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

消費税の仕入税額控除制度は、
令和5年10月1日にインボイス方式に移行することとされています。

I.インボイス方式の概要

インボイス方式では、インボイスの保存及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

インボイスとは下記の事項を記載した請求書、納品書、領収書、レシート等であり、法令上は適格請求書といえます。

- ① インボイス発行事業者の名称及び登録番号
- ② 課税売上を行った年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 適用税率及び税率ごとに区分した税抜価額又は税込価額の合計額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

様式の定めはなく、インボイスや適格請求書等のタイトルを付ける必要はありません。一般的には、これまでの請求書等に登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等を記載すれば、要件を満たすインボイスになります。

① の発行事業者の申請

令和3年10月1日から所轄税務署に

登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。

社長のための勉強

令和3年2月3日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

消費税の仕入税額控除制度は、
令和5年10月1日にインボイス方式に移行することとされています。

I.インボイス方式の概要

インボイス方式では、インボイスの保存及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

インボイスとは下記の事項を記載した請求書、納品書、領収書、レシート等であり、法令上は適格請求書といえます。

- ① インボイス発行事業者の名称及び登録番号
- ② 課税売上を行った年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 適用税率及び税率ごとに区分した税抜価額又は税込価額の合計額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

様式の定めはなく、インボイスや適格請求書等のタイトルを付ける必要はありません。一般的には、これまでの請求書等に登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等を記載すれば、要件を満たすインボイスになります。

① の発行事業者の申請

令和3年10月1日から所轄税務署に

登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。

社長のための勉強

令和3年2月3日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

消費税の仕入税額控除制度は、
令和5年10月1日にインボイス方式に移行することとされています。

I.インボイス方式の概要

インボイス方式では、インボイスの保存及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

インボイスとは下記の事項を記載した請求書、納品書、領収書、レシート等であり、法令上は適格請求書といえます。

- ① インボイス発行事業者の名称及び登録番号
- ② 課税売上を行った年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 適用税率及び税率ごとに区分した税抜価額又は税込価額の合計額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

様式の定めはなく、インボイスや適格請求書等のタイトルを付ける必要はありません。一般的には、これまでの請求書等に登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等を記載すれば、要件を満たすインボイスになります。

① の発行事業者の申請

令和3年10月1日から所轄税務署に

登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。

社長のための勉強

令和3年2月3日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

消費税の仕入税額控除制度は、
令和5年10月1日にインボイス方式に移行することとされています。

I.インボイス方式の概要

インボイス方式では、インボイスの保存及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

インボイスとは下記の事項を記載した請求書、納品書、領収書、レシート等であり、法令上は適格請求書といえます。

- ① インボイス発行事業者の名称及び登録番号
- ② 課税売上を行った年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 適用税率及び税率ごとに区分した税抜価額又は税込価額の合計額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

様式の定めはなく、インボイスや適格請求書等のタイトルを付ける必要はありません。一般的には、これまでの請求書等に登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等を記載すれば、要件を満たすインボイスになります。

① の発行事業者の申請

令和3年10月1日から所轄税務署に

登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。

社長のための勉強

令和3年2月3日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

消費税の仕入税額控除制度は、
令和5年10月1日にインボイス方式に移行することとされています。

I.インボイス方式の概要

インボイス方式では、インボイスの保存及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

インボイスとは下記の事項を記載した請求書、納品書、領収書、レシート等であり、法令上は適格請求書といえます。

- ① インボイス発行事業者の名称及び登録番号
- ② 課税売上を行った年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 適用税率及び税率ごとに区分した税抜価額又は税込価額の合計額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

様式の定めはなく、インボイスや適格請求書等のタイトルを付ける必要はありません。一般的には、これまでの請求書等に登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等を記載すれば、要件を満たすインボイスになります。

① の発行事業者の申請

令和3年10月1日から所轄税務署に

登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。

社長のための勉強

令和3年2月3日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

消費税の仕入税額控除制度は、
令和5年10月1日にインボイス方式に移行することとされています。

I.インボイス方式の概要

インボイス方式では、インボイスの保存及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

インボイスとは下記の事項を記載した請求書、納品書、領収書、レシート等であり、法令上は適格請求書といえます。

- ① インボイス発行事業者の名称及び登録番号
- ② 課税売上を行った年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 適用税率及び税率ごとに区分した税抜価額又は税込価額の合計額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

様式の定めはなく、インボイスや適格請求書等のタイトルを付ける必要はありません。一般的には、これまでの請求書等に登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等を記載すれば、要件を満たすインボイスになります。

① の発行事業者の申請

令和3年10月1日から所轄税務署に

登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。